

平成 27 年 6 月 定例会議 知事提案説明要旨

本日から、改選後初の定例会議であります 6 月定例会議が開会されます。昨年 7 月に知事に就任させていただき、まもなく 1 年が経とうとしておりますが、引き続き緊張感と使命感をもって臨んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本年は、皆様もご承知のとおり、戦後 70 年という節目の年にあたります。

去る 6 月 7 日、私は、沖縄県糸満市において挙行されました「近江の塔」戦没者追悼・平和祈念式典に参列してまいりました。

式典におきましては、沖縄戦や南方地域でお亡くなりになられました滋賀県出身の戦没者のお名前が刻まれた石碑を前に、哀悼の誠を捧げてまいりました。

「近江の塔」が建つ「摩^ま文^ぶ仁^にの丘」は、先の大戦において日本国内で唯一地上戦が行われた沖縄戦終結の地でございます。

昨日、その沖縄県におきましても、戦後 70 年沖縄全戦没者追悼式が行われました。

想像を絶する状況の中で亡くなられた多くの将兵や沖縄県民の方々に改めて思いを致しますとともに、この戦禍を二度と繰り返さないことを固く誓い、平和への思いを一層強く胸に刻んでまいったところでございます。

それでは、本日提出いたしました諸案件の概要を御説明申し上げますとともに、当面する諸課題について所信を述べさせていただきます。

まず、「(仮称)人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」の策定について、申し上げます。

全国的にも数少ない人口増加県であった本県におきまして、昨年10月1日現在の人口は、前年比較で48年ぶりの減少となっており、いよいよ人口減少局面に入ったと推測されます。

また、国におきましては、我が国が直面いたします人口減少克服・地方創生という構造的な課題に正面から取り組むため「まち・ひと・しごと創生本部」が設置されるとともに、昨年12月には、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」および「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されました。

こうしたことを受けまして、本県でも滋賀らしい総合戦略の策定に向けまして、現在、庁内に設置いたしました「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり推進本部」におきまして議論を進めているところでございます。

この総合戦略は、本年3月に策定いたしました「滋賀県基本構想」の基本理念であります「夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀」の実現を目指し、この滋賀から新しい豊かさを創造、希求して参ることを志向し、人口減少の視点から課題を深掘りするとともに、基本構想に掲げる重点政策の推進のエンジンとなるものと考えております。

総合戦略におきましては、滋賀の子どもや若者が夢や希望を抱ける将来の姿を描くとともに、人口減少に歯止めをかけながら、人口減少を見据えて滋賀の強みを伸ばし、活かすことによって、「訪れるなら滋賀」、「住むなら滋賀」、「働くなら滋賀」、「子育てするなら滋賀」、そして「幸せな最期を迎えるなら滋賀」と思っただけのような豊かな滋賀を創

造するための戦略としてとりまとめてまいります。

総合戦略の策定にあたりましては、対話と共感・協働の姿勢のもと、産官学金労言、子育て、教育、医療、農林水産関係など、様々な分野の方々、広く県民の皆様と意見交換を重ねてまいります。

また、県独自で大学生の就職意向調査など各種調査を実施しますとともに、県・市町人口問題研究会などを通して、市町とも緊密に連携してまいります。

去る5月17日には、石破大臣が来県され、滋賀経済団体連合会主催の地方創生講演会におきまして、「民間主導による地方創生に向けて」をテーマとして、ご講演されました。また5月20日には東京におきまして小泉政務官にもご出席をいただき、滋賀にゆかりある中央省庁職員の皆様、地方創生コンシェルジュとの意見交換会を開催したところでございます。

そうした場でいただいたご意見や地域経済分析システムの活用など、国ともしっかり連携し、国からの支援を最大限に活かしながら、滋賀らしい総合戦略を策定できるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

議会の皆様方に対しましては、この度設置いただきました地方創生特別委員会はじめ、その策定状況につきまして、随時ご報告させていただきます。ご意見を賜りながら、本年10月末を目途に戦略を策定してまいりますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、新しいエネルギー社会の実現について、申し上げます。

折しも、国ではエネルギーミックスや温室効果ガス削減目標に関する

議論が行われておりますが、東日本大震災を契機とした社会情勢の変化のもと、あるべきエネルギー社会像が国民的テーマとなっております。

エネルギー政策の根幹は、国により国全体で検討されるべきことが多い事柄であります。しかしながら、エネルギーは地域の生活、産業を支える重要なインフラであり、また地域でエネルギーを生み出していくこと、それ自体が地域内の経済循環を呼び込む活動であることを考えますと、本県がどのようなエネルギー社会を構築していくか、しっかりとビジョンを持って取り組んでいくことが大変重要となります。

基本構想でお示ししておりますとおり、今日、原発に依存しない「新しいエネルギー社会」の実現に向けた取組が求められている中、地域レベルで取り組み可能なエネルギー政策を幅広く推進していく必要があるものと認識しております。

このため、エネルギーを巡ります新たな状況変化に的確に対応しながら、長期的かつ総合的なエネルギー政策を推進するため、その指針となります「(仮称)新しいエネルギー社会の実現に向けた道筋」の策定に向けて準備を進めているところでございます。

2030年を展望し、長期的な視点から滋賀の将来の姿や基本理念を掲げるとともに、今後5年間に重点的に取り組むべき施策の展開方向を、「再生可能エネルギーの導入促進」、「省エネルギー・節電の推進」、「エネルギーの効率的な活用の推進」、「関連産業の振興・技術開発の促進」の4つの観点から検討してまいりたいと考えております。

策定にあたりましては、「低炭素社会づくり・エネルギー政策推進本部」をその体制を強化するかたちで設置運営し、昨日より本格的、かつ部局横断的に議論を始めたところでございます。本年8月頃には外部有識者による会議を設置して意見を聴取いたしますとともに、議会の皆様

方、市町や関係団体の皆様とも十分に意見交換を行いながら、本年度中の策定を目指してまいります。

基本構想において基本理念として掲げる「夢や希望に満ちた豊かさ実感・滋賀」、新しい豊かさの実現をエネルギー分野から実現、具現化していくことを目指して、一步一步、着実にその歩みを進めてまいり所存でございます。

次に、琵琶湖大橋有料道路の今後の方針について、申し上げます。

琵琶湖大橋有料道路のあり方につきましては、昨年 8 月から本年 2 月にかけて、学識経験者や地元行政職員などに加え、経済界や道路利用者団体にも参画いただいた研究会を設置し、公開の場で議論してまいりました。

研究会におきましては、様々な意見があり、最終的に「建設有料事業を清算する場合」と「建設有料事業を継続する場合」の両論につきまして、それぞれメリット・デメリットがとりまとめられました。

本県といたしましては、こうした研究会におけるとりまとめや、国との相談の結果、また議会の皆様方のご意見や市長会から提出されました意見書等を踏まえながら、これまで、慎重にその方針について検討してまいりました。

これまでの議論におきましては、琵琶湖大橋有料道路には、現在生じている渋滞や、将来見込まれる渋滞、さらには琵琶湖大橋本体の耐震補強など、様々な課題があることが明らかとなっております。

こうした課題に対応するため、国道 477 号における琵琶湖大橋を挟む直近区間の 4 車線化や、琵琶湖大橋の耐震対策を緊急に実施すること

が必要であると考えておりますが、これらの対策には、多額の費用が必要となります。

一方で、これらの対策は利用者の利便性向上などに寄与するものでありますことから、これまでの国との相談結果等を踏まえ、本県といたしましては、変更許可によりこれらの事業を追加して、建設有料事業を継続することが可能であると判断しているところでございます。

こうしたことから、本県といたしましては、琵琶湖大橋有料道路について、建設有料事業を継続することとし、今後、道路整備特別措置法に基づく変更許可の手続きを進めてまいりたいと考えております。

なお、料金につきましては、アンケート結果等も十分踏まえて検討して参ります。

今後、議会の皆様方をはじめ、関係の皆様に対しまして、今ほど申し上げた方針について、しっかりと説明をさせていただき、ご意見を伺ってまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

次に、第 39 回全国高等学校総合文化祭について、申し上げます。

「翔(と)びたとう 創造の翼で きらめく湖(うみ)から」を大会テーマとして、来る 7 月 28 日から 8 月 1 日までの 5 日間の日程で、第 39 回全国高等学校総合文化祭「2015 滋賀 びわこ総文」を開催いたします。

全国高等学校総合文化祭は、芸術文化活動に取り組む各都道府県代表の高校生が、日頃の活動の成果を発表し、技を競い合い、交流を深める国内最大規模の文化の祭典でございます。

この祭典の特徴は、大会の企画・運営に高校生が深く関わることにあり、県内各地から集った高校生が、生徒実行委員会を組織し、おもてなし・デザイン・イベントなどの担当に分かれ、開催準備を進めてくれています。

私は、この「びわこ総文」に大いに期待をしております。関わった全ての高校生が、今回培った経験を活かし、各学校や実社会で中核となるべく成長してくれること、大会を通じて得た感動や達成感を糧として、今後の自己実現に繋げてくれることを願って止みません。

また、いにしえからの文化と、美しい自然に恵まれた本県において展開される、この創造性に満ちた芸術文化活動が、県民の皆様に、更なる元気と活力を与えるものになることを期待しております。

本県での開催成功を目指し、皆様方のご理解を得ながら、引き続き精一杯取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、今月 9 日から 11 日にかけて行いましたアメリカ・ミシガン州への訪問について、ご報告申し上げます。

今回の訪問は、姉妹友好州である米国ミシガン州にございますマイヤーガーデンの日本庭園・開園式への出席を主な目的とするものでございました。

マイヤーガーデンは、アメリカ中西部最大のスーパーマーケットチェーン・マイヤーの創業者が私財を投じて設立された大型の美術・植物庭園施設でありまして、現在、施設内の美術館におきまして滋賀県の美術品・文化財の特別展覧会が開催されております。

日本庭園・開園式に際し、庭園内に新設された茶室で、滋賀県のお菓子、信楽焼き、朝宮のお茶を用いた知事主催のお茶会を開催させていただくとともに、式典では、スナイダー・ミシガン州知事や佐々江駐米全権大使なども出席される中、私も来賓として、あいさつする機会をいただきました。

長きにわたり育んでまいりました本県とミシガン州との友好交流について申し上げるとともに、本県の魅力につきましても頑張って発信してきたところでございます。

開園式への出席のほか、スナイダー・ミシガン州知事との会談やミシガン州立大学での講演等も行い、両県州の交流を一層深めてまいりました。

今回の訪問を通して、3年後の2018年には半世紀を迎える素晴らしい姉妹友好交流をさらに未来によりよいものとして引き継いでいくべく、決意を新たにしたところでございます。

それでは、本日提出いたしました案件の概要につきまして、ご説明申し上げます。

まず、予算案件でございますが、

議第101号は、一般会計の補正予算でございます。

国の新年度予算の詳細が判明したことや国庫補助金の内示状況等を踏まえまして、地域医療介護総合確保基金への積立や基金を活用した地域介護総合確保事業の追加に係る経費のほか、大津・湖南地域における新交通システムの導入可能性について検討を進めるため、南草津エリアにおける連節バス導入に対する支援に要する経費などを計上しようと

するものでございます。

また、これらと併せまして、知事等の特別職の給料改定に伴います減額補正を行おうとするものでございまして、これらの結果、総額 7 億 1,491 万 3 千円の増額補正を行おうとするものでございます。

議第 102 号は、病院事業会計の補正予算でございまして、一般会計と同様に、特別職の給料改定に伴い、67 万 3 千円の減額補正を行おうとするものでございます。

次に、条例案件でございますが、

議第 103 号は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律により、地方公務員等共済組合法に規定する年金に関する規定が厚生年金保険法に一元化されたことから、関係条例について、必要な規定の整理を行おうとするものでございます。

議第 104 号は、去る 5 月 15 日に滋賀県特別職報酬等審議会から知事および副知事の給料月額および退職手当について答申されたことを踏まえ、知事等の給料月額および退職手当を改定するため、関係条例について、改正しようとするものでございます。

議第 105 号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、関係条例について、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

議第 106 号は、地方税法等の一部改正に伴う必要な改正、および法

人県民税の法人税割の税率の特例措置を延長しようとするものでございます。

議第 107 号は、食品表示法の施行に伴い、食品衛生法等で定められていた食品表示の基準が食品表示法において定められることとされたことから、関係条例について、必要な規定の整備を行おうとするものでございます。

議第 108 号は、幼保連携型認定こども園における遊泳用プールについて、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律において、学校保健安全法の規定が準用されることから、条例による規制を適用しないこととしようとするものでございます。

議第 109 号は、建築基準法の一部改正等に伴い、耐火建築物または準耐火建築物としなければならない特殊建築物に係る基準が見直されたこと等から、必要な規定の整備等を行うとともに、移転に係る認定の申請に対する審査の手数料を、新たに徴収することとしようとするものでございます。

議第 110 号は、水防法等の一部を改正する法律による下水道法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行おうとするものでございます。

議第 111 号は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正により、同省令の題名が、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則に改められたことから、関係条例について、必要な規定の整理を行おうとするものでございます。

次に、その他の案件でございますが、

議第 112 号は、「新琵琶湖博物館創造基本計画」に基づき、「琵琶湖

の環境と人々の暮らし」をテーマとするC展示室と、淡水生物を扱う水族展示のリニューアルに着手することとし、これにかかる契約の締結について、議決を求めようとするものでございます。

議第113号は、税外未収金に係る請求訴訟の提起について、

議第114号は、損害賠償請求に係る和解および損害賠償の額を定めることについて、

議第115号は、関西広域連合規約の変更について、

それぞれ議決を求めようとするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。